社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

指定訪問介護·第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当) 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山県市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定訪問介護 事業所および第一号訪問事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問介護および第一 号訪問事業(介護予防訪問介護相当)(以下、「指定訪問介護」という。)の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業 所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者(以下、「訪問介護員等」という。)が、要 介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全 般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 山県市社協訪問介護事業所
- 二 所在地 岐阜県山県市東深瀬696番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 一 管理者 1名 (サービス提供責任者兼務) 管理者は、事業所の従業員の管理及び事務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 サービス提供責任者 2名以上(介護福祉士実務者研修含む) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、 訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 10名以上(非常勤含む)訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(他職種兼務) 事務職員は、事業に関する事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日は毎週月曜日から日曜日までとする。但し、12月31日から翌年1月3日まで を除く。
- 二 営業時間は午前8時から午後7時までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙「重要事項説明書」のとおりとする。
- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から実施地域外の利用者宅までの往 復分のガソリン代相当のみを徴収する。
- 3 前日までに連絡がなく、当日訪問したにもかかわらず不在であった場合は、キャンセル 料として自己負担額相当分を請求することができる。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる ものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る指定居宅介護 支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山県市内全域の区域とする。

(秘密保持等)

- 第9条 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 2 訪問介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、訪問介護者等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を訪問介

護者等との雇用契約の内容とする。

3 事業所は 他のサービス事業者や関係機関等に対して、利用者及びその家族に対する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(個別援助計画書の作成等)

- 第10条 事業所は、居宅サービス計画書及び総合事業によるサービス計画(以下、「訪問介護計画」という。)がたてられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの訪問介護計画を作成し利用者、家族に説明する。
- 2 事業所は、訪問介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理,評価を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措 置を講じるものとする。
- (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する事業の提供を継続し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものと する。
 - (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員

会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に 通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第15条 事業者は、利用者等の生命および身体を保護するため緊急にやむを得ない場合を 除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(苦情処理窓口)

- 第16条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、次のとおり苦情を受け付ける窓口を設置して迅速かつ適切に対応するものとする。
 - 一 当事業所内
 - 二 本会代表の総務係内
 - 三 行政機関、その他苦情受付機関

(掲示等)

- 第17条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 2 事業所は、前項の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 事業所は、第一項の重要事項について、事業所のホームページに掲載する等周知に努め るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修会に参加させると共に、業務 体制を整備する。
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備しサービスの提供を開始 した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人山県市社会福祉協 議会会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

改正

平成16年12月1日から施行する。

改正

平成17年4月1日から施行する。

改正

平成18年4月1日から施行する。

改正

平成19年4月1日から施行する。

改正

平成21年4月1日から施行する。

改正

平成21年10月1日から施行する。

改正

平成23年4月1日から施行する。

改正

平成24年4月1日から施行する。

改正

平成26年4月1日から施行する。

改正

平成26年8月1日から施行する。

改正

平成27年4月1日から施行する。

改正

平成27年8月1日から施行する。

改正

平成28年4月1日から施行する。

改正

平成28年5月1日から施行する。

改正

平成29年4月1日から施行する。

改正

平成29年6月1日から施行する。

改正

平成31年4月1日から施行する。

改正

令和2年4月1日から施行する。

改正

令和3年4月1日から施行する。

改正

令和3年12月1日から施行する。

改正

令和4年2月1日から施行する。

改正

令和6年7月1日から施行する。